

平成 28 年 8 月 5 日

各 位

会 社 名 フューチャー株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 金丸 恭文  
(コード番号 4722 東証第一部 )  
問合せ先 執行役員 中島 由彦  
(TEL (03) 5740 - 5724 )

## 当社及び当社子会社に対する控訴の提起に関するお知らせ

平成 28 年 6 月 17 日付「訴訟の判決（全面勝訴）に関するお知らせ」で開示いたしました判決について、控訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

1. 控訴の提起がなされた裁判所及び年月日  
東京高等裁判所 平成 28 年 6 月 17 日 （控訴状送達日 平成 28 年 8 月 4 日）
2. 控訴人
  - (1) 名 称 日東電工株式会社 代表取締役 高崎 秀雄
  - (2) 所在地 大阪府茨木市下穂積 1 丁目 1 番 2 号
3. 控訴の内容
  - (1) 原判決を全部取り消す。
  - (2) 被控訴人フューチャーアーキテクト株式会社の本訴請求をいずれも棄却する。
  - (3) 被控訴人ら（フューチャー株式会社及びフューチャーアーキテクト株式会社）は、控訴人に対し、連帯して、金 14 億 5,900 万 9,877 円及びこれに対する原審反訴状送達の日翌日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
  - (4) 訴訟費用は、本訴反訴を通じ、第 1 審、2 審とも被控訴人らの負担とする。
4. 控訴の提起に至るまでの経緯  
当社は、平成 20 年 9 月 5 日に日東電工株式会社（以下、「日東電工」という。）との間で締結した「新販売システムアプリケーション開発」に関する個別契約等に基づき、平成 21 年 9 月 4 日をもって当該契約の成果物を納品いたしました。日東電工は何ら正当な理由を示さず、当社の上記行為を納品と認めず、請負代金等についても支払いを拒否したため、平成 21 年 11 月 30 日に請負代金等を請求する訴訟を提起しました。これに

対し、日東電工は当社との契約を解除したと主張して平成 23 年 12 月 19 日付で原状回復と損害賠償請求の反訴提起を行いました。その後、平成 28 年 4 月 1 日付会社分割によりフューチャーアーキテクト株式会社が本訴訟を引き受けましたが、平成 28 年 6 月 17 日、東京地方裁判所より、当社側の請求をすべて認容し、日東電工の反訴を棄却する旨の当社側全面勝訴の第 1 審判決が言い渡されておりました。当該判決を不服とした日東電工が、東京高等裁判所に対して控訴を提起したものです。

5. 今後の見通し

本控訴審においても、第 1 審に引き続き当社側の正当性を主張してまいります。

本訴訟が当社連結業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせします。

以上

●本件に関するお問い合わせ先：

フューチャー株式会社 中島

IR 直通 Tel：03-5740-5724 電子メール：[ir@future.co.jp](mailto:ir@future.co.jp)